

4.総合計画に係る諮問・答申

■諮問書

富 28 企画発第 164 号
平成 28 年 10 月 20 日

富士吉田市総合計画審議会
会長 細田 幸次 様

富士吉田市長 堀内 茂

総合計画作成の基準となるべき事項について（諮問）

近年、本市を取り巻く社会経済環境は、富士山の世界遺産登録や外国人観光客の増加、広域道路体系の変化、災害対策の高まりなど刻々と変化しております。

とりわけ超高齢社会の到来と、若者の流出や出生率の低下による人口減少の進行は、本市の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されていますが、これら時代の潮流に対応し、住民福祉の向上と市勢の更なる発展を図る必要があります。

このため、これからのまちづくりの指針を定めるとともに、行政運営の総合的、計画的執行を図るため、新たな総合計画（第6次）を策定することと致しました。

策定にあたり、総合計画作成の基準となるべき事項について、富士吉田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を賜りたく、諮問いたします。

■答申書

富 29 総審発第 5 号
平成 29 年 12 月 5 日

富士吉田市長 堀内 茂 様

富士吉田市総合計画審議会
会長 細田 幸次

総合計画作成の基準となるべき事項について（答申）

平成 28 年 10 月 20 日付け富 28 企画発第 164 号で諮問のあった新たな総合計画の基準となるべき事項について、富士吉田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、計画を進めるにあたっては、本審議会における意見を踏まえ、市民と行政との協働、また関係機関との連携のもと、構想の実現に向けて最大限の努力をされるよう要望します。